

# あなたの「やる気」を



## 人づくり事業補助金を活用ください

羽幌町では人づくり事業

補助金として、羽幌のまち  
づくりのための人材育成に  
関する事業を実施する個人  
や団体に対し、その事業に

係る経費の一部を助成して  
います。町内に住所のある  
方、団体であれば補助金を  
受ける対象になります。

「こんな事業は該当になる  
の？」など思い当たること  
がありましたら、お気軽に  
お問い合わせください。

### 【利用したいときは?】

役場地域振興課政策推進係

まで申請してください。申請  
受付後、人づくり委員会の事  
業内容審査・選考を経て、羽幌  
町が決定します。なお、人づくり委員会とは  
「まちづくり」は「人づくり」  
が最も必要と考える町民で  
構成された組織です。

### 【どんなん事例が対象になるの?】

①自分の専門知識を向上させ  
るために講習会などに参加し、  
資格等を取得する場合

### 【補助対象となる経費は?】

会場使用料、講師の謝礼金、  
交通費、宿泊費、印刷費、研修会  
への参加経費、テキスト代など  
事業に必要な経費です。

②海外との交流を行い視野を広  
げることで「まちづくり」に  
寄与すると思われる場合

■未来の人づくり事業  
補助対象経費の10分の10以内  
(事業3万円を限度)

■市民を主に対象とした事業  
補助対象経費の3分の2以内  
(事業100万円を限度)

■市民を主に対象とした事業  
補助対象経費の3分の2以内  
(事業100万円を限度)

②児童生徒または青年等が将来  
のリーダーを目指した各種講  
習会等へ参加する場合

③新商品の開発などを目的に、  
研修会への参加や先進地を視  
察する場合

④海外との交流を行い視野を広  
げることで「まちづくり」に  
寄与すると思われる場合

⑤講習会等の開催により、そ  
後参加者が「まちづくり」に  
寄与できると思われる場合

⑥児童生徒が海外でホームステ  
イを体験、または色々な育成  
事業に参加する場合

⑦各々の活動の視野を広げるた  
め、その分野における先進地  
の視察や交流をする場合

⑧今後の地域振興に大きく貢献  
すると思われる団体を新たに  
立ち上げる場合

### これまでに対象となった事業例

#### オーストラリアへの短期留学事業 (未来の人づくり事業)

国際語である英語を使用する  
オーストラリアへ短期留学し、英  
語とその文化に直接触れ、広い視  
野と国際感覚を養うことを目的  
とした事業。  
(高校生2名が参加)

#### 6次産業化「人材育成研修会」 参加事業 (市民を主に対象とした事業)

6次産業化に取り組むうえで必要な  
知識・ノウハウを習得するとともに  
地元の農産物を活かしたお土産、  
名物となる商品を開発することを  
目的とした事業。

#### 青少年育成事業 (青少年を主に対象とした事業)

被災地で支援活動をしている法人  
を招き、震災の話をしてもらうこと  
で命の尊さ、災害を語り継ぐ存  
在として自覚するとともに、災害  
に対する意識の向上を地域社会に  
広げていくことを目的とした事業。

#### スノーボード講師養成等実施事業 (市民を主に対象とした事業)

スノーボードインストラクター  
を招き、青少年等に対する指導者  
の養成および青少年を含む一般  
向けにスノーボード教室を開催  
し普及促進を図ることを目的と  
した事業。